令和７年度第３回唐津市行政改革推進会議　次第

令和８年１月２８日（水）
１４：００～

１　開　会

２　議　題

報告事項

（1）前回（１１月６日開催）の会議結果について　【Ｐ．１】

（2）市民センターのあり方方針について　【Ｐ．２】、別冊１

（3）唐津市行財政改革プラン２０２５について　【Ｐ．３】、別冊２

協議事項

（4）第２次唐津市ＤＸ推進計画（案）について　【Ｐ．４～１５】

（5）公共施設の使用料について　【Ｐ．１６～２７】、別冊３

３　今後の予定

・令和８年度唐津市行政改革推進会議について
今年度同様、年３回を予定。**第１回会議は令和８年６月を予定**

４　閉　会

（１）前回（令和7年11月6日開催）の会議結果について

(1) 新たな行財政改革プラン（仮称）について

〇重点項目「１．総人件費の抑制」と「３．組織機構の適正化」は取組項目が重複していることも踏まえて類似事項と考えられる。セクションごとの考えもあるだろうが、例として「人、もの、効率化」の３点に項目を分けた検討をしてみてはどうか。

〇指標に研修実施数とあるが研修は数ではなく質である。受講者が積極的に能動的に参加し意見を生み出すようなものであるべきで、また研修の満足度についても重要である。

〇公共施設の指標に削減面があるが、利用率も一方で大事である。また、ＤＸについては指標の数値から状況を確認しつつ、効果検証も必ず実施していただきたい。

(2) 令和６年度行政評価（１次評価）について

〇今後行政評価の仕組みを変えるだろうが、数値目標（指標）は適正な設定となっているかを十分に留意いただきたい。

〇新たな行政評価では、事務事業の見直し、廃止をしっかりと行っていただきたい。新しい事務事業が増え続けるだけでは業務量も減っていかない。事務事業の効果検証をし、職員の負担軽減も考慮しながら効率的な仕事を心掛けてもらいたい。

(3) 市民センターのあり方（案）について

〇今後の市民センターのあり方の基本方針（案）について、今後の大きな方針であることから「③の現在の市民センターの圏域を越えた業務の集約や建物の統合」を、１番目の方針とすべき。この方針に基づいて建物の統合等を進めたが、実現できなかった場合に別の方策を検討すべき。

〇「圏域」という表現や、総合計画の「地域区分の設定」の色分けも気になるところ。現在も旧市町村（現在の市民センター）単位を基本とすることについて、合併後、２０年が経過したことから、この考えを変えていく必要がある。

〇行財政改革を進め、「人づくり」など本来、市が実施すべき事業に注力されることを望む。

（2）市民センターのあり方方針（令和7年11月改訂）

改訂後の内容

① **業務** … 市民センターについては、現在の市民センター単位を基本とし、「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、より住民に身近な行政サービスを提供する。

② **建物** … 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。

③ **統合** … 上記②の複合化の検討にあたっては、地域の実情などを踏まえ、可能な限り、隣接する市民センターとの業務の集約や市民センター庁舎の統合の検討・調整を行う。

市民センターの主な業務

1　窓口業務（産業部門も含む）
- （1）申請受付業務
- （2）証明書発行業務
- （3）収納業務
- （4）相談業務

2　本庁等との連絡・調整業務
- （1）相談等の調整業務
- （2）道路等の初動対応業務
- （3）各団体等との連絡・調整業務
- （4）防災業務
- （5）その他庶務業務等

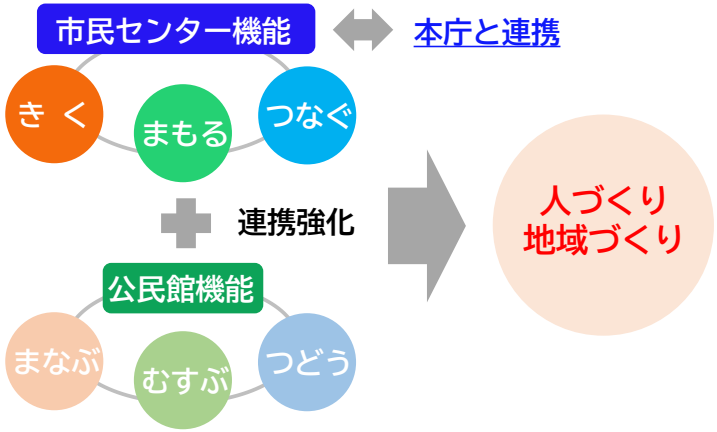

※**進め方** … 業務の本庁への集約や建物の複合化については、段階的に進めていくこととする。

前回示した内容

① **業務** … 市民センターについては、現在の市民センター単位を基本とし、「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、より住民に身近な行政サービスを提供する。

② **建物** … 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。

③ **圏域** … 上記①・②にかかわらず、地域の実情などを踏まえ、現在の市民センターの圏域を越えた、業務の集約や建物の統合の検討・調整も進める。

市民センターの主な業務（案）

1　窓口業務（産業部門も含む）
- （1）申請受付業務
- （2）証明書発行業務
- （3）収納業務
- （4）相談業務

2　本庁等との連絡・調整業務
- （1）相談等の調整業務
- （2）道路等の初動対応業務
- （3）各団体等との連絡・調整業務
- （4）防災業務
- （5）その他庶務業務等

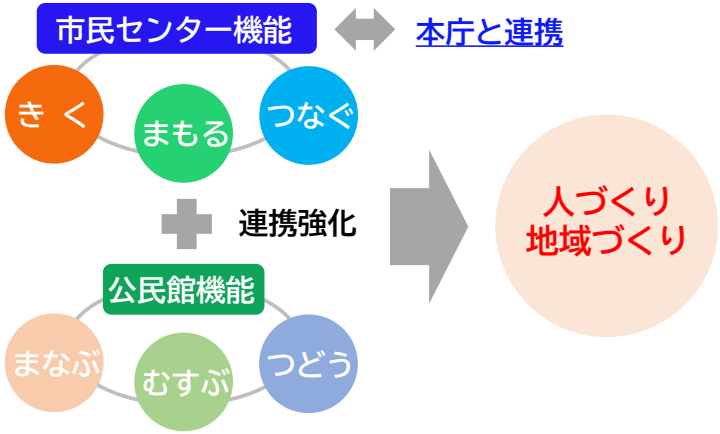

※**進め方** … 業務の本庁への集約や建物の複合化については、段階的に進めていくこととする。

（３）唐津市行財政改革プラン２０２５（計画期間：R7～R11年度）

策　定　後　の　内　容

基本理念

持続可能な行政経営の基盤づくりと将来に向けた改革

今後、地域住民が求める行政サービスの多様化や高度化が進む中で、限られた経営資源（人員・財源）をより効率的かつ効果的に活用する仕組みづくりを行っていきます。
また、これまでの取組みの深化に加え、前例や固定概念に捉われず、スピード感をもって、業務を遂行していきます。さらに、未来を見据えて、新たな改革に積極的に取り組んでいきます。

重点項目１	重点項目２
効率的かつ効果的な行政運営	計画的な財政運営
具体的取組項目	**具体的取組項目**
１－１　人材育成と意識改革、働き方改革	２－１　行政評価の推進
１－２　業務改善・業務改革	２－２　自主財源の確保
１－３　組織体制の見直し	２－３　補助金・第三セクターの見直し
１－４　行政ＤＸの推進	２－４　公共施設の再編の推進

※その他、行政改革推進会議での意見等を踏まえて、具体的取組の内容や指標例などを追記・修正しています。

前　回　示　し　た　内　容

基本理念

持続可能な行政経営の基盤づくりと将来に向けた改革

重点項目１	重点項目２	重点項目３
総人件費の抑制（適正な定員管理）	財源投入の適正化	組織機構の適正化
取組項目	**取組項目**	**取組項目**
①　人材育成と意識改革、働き方改革	④　行政評価の推進	①　人材育成と意識改革、働き方改革
③　行政ＤＸの推進	⑤　補助金・第三セクターの見直し	②　市民センターなどの組織体制の整備
⑦　業務改善・業務改革	⑥　公共施設のあり方の検討	③　行政ＤＸの推進
	⑧　歳入増加の取組み	⑦　業務改善・業務改革

（1） これまでの取組

本市では、令和4年度を「DX元年」、令和5年度を「DXの本格化の年」と位置づけ、行政サービスの利便性向上と業務効率化などを目的に、デジタル技術を活用した取組を段階的に進めてきた。

これまで、公式LINEによる情報発信や手続案内、オンライン申請の導入・拡充、公共施設予約システムの導入により、来庁せずに手続や予約が可能な環境整備を推進したほか、AIチャットボットによる24時間対応の情報提供や「どこでも出張市役所」の実施など、多様な手法で行政サービスのデジタル化を進めてきた。

- 唐津市公式LINE
- オンライン申請導入

R4

- 唐津デジタルマップ
- 公共施設予約システム
- どこでも出張市役所
（移動型行政サービス車両）

R5

- AIチャットボット
- オンライン申請拡充

R6

（2）DX推進に向けた基本的な考え方

近年、人口減少や少子高齢化、行政ニーズの多様化など社会環境が変化する中、限られた資源（人材・財源）で、より効率的かつ質の高い行政運営が求められている。

本市においても、職員数の適正管理を進める中、従来の業務や仕組みの延長では、行政サービスの質の維持・向上が困難となっている。このため、デジタル技術を単なる業務効率化の手段にとどめず、行政運営のあり方そのものを変革する基盤的手法としてDXを推進する。あわせて、第3次唐津市総合計画が掲げる基本目標・基本姿勢の実現に向け、その手段としてDXを推進する。

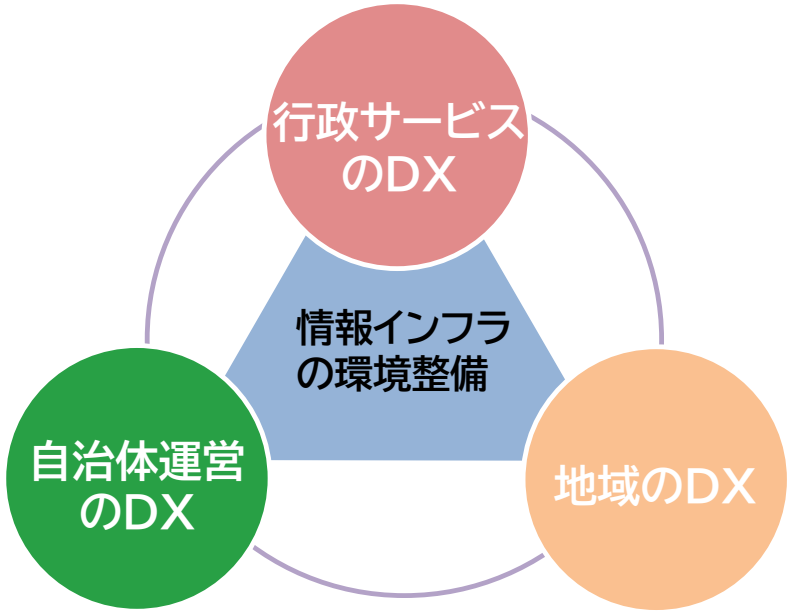

めざすまちの5つの基本目標

基本目標1　みんなの力で 安全で安心して暮らせる 多様性のあるまちへ
基本目標2　はたらきたい いってみたいと 多くの人に選ばれ にぎわうまちへ
基本目標3　未来をひらく人材を 大切に地域で育むまちへ
基本目標4　ささえあう心で すこやかな笑顔にあふれるまちへ
基本目標5　豊かな地域資源を活かした 快適で住みやすいまちへ

基本姿勢　みんなが活躍するまちづくり
基本姿勢　持続可能な行財政運営

（3）本市計画の位置づけ

本市計画は、デジタル社会形成基本法をはじめとする関係法令および国が策定した自治体DX推進計画等との整合を図ることとする。

また、本市の最上位計画である第3次唐津市総合計画や都市計画マスタープラン、行財政改革プランの下位計画と位置づけ、本市の地域特性や課題等を踏まえ、デジタル技術を活用した取組等を体系的に整理する。

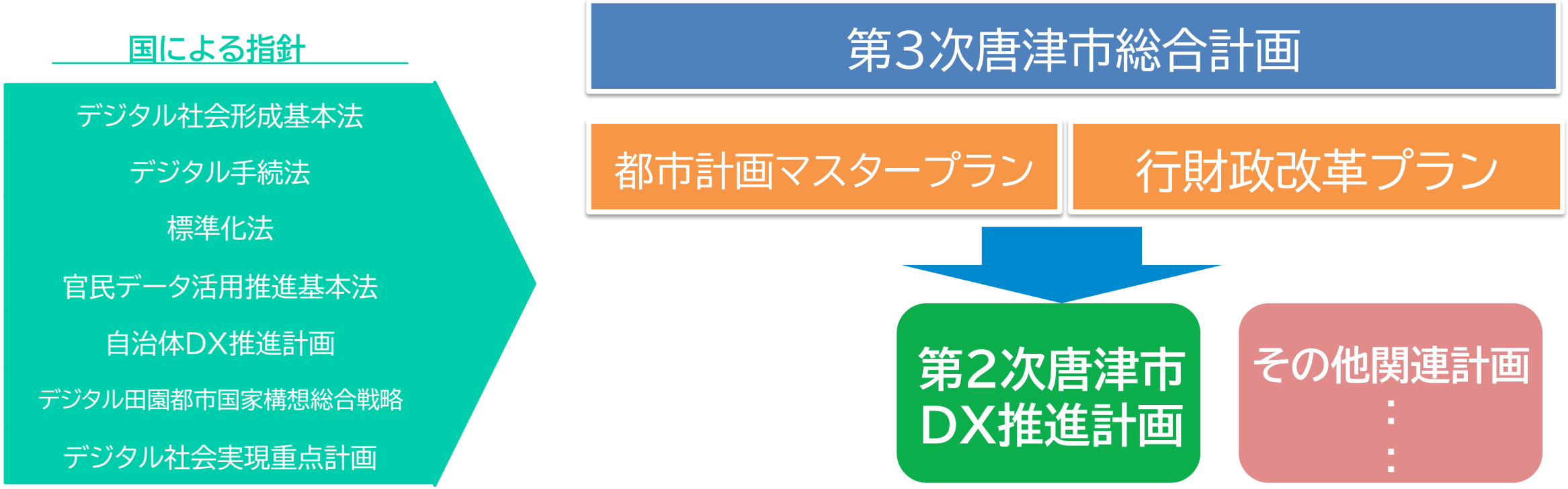

（4）本市計画期間

本市計画の計画期間は、第3次唐津市総合計画の前期計画期間や唐津市行財政改革プラン2025の計画期間等を踏まえて、令和8年度から令和11年度までとする。

その上で、国の自治体DX推進計画等との整合を図りながら、毎年度、進捗状況の評価を行うとともに、必要に応じて、内容の更新を行うローリング方式により運用する。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
国	・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年度以降、毎年度閣議決定） ・自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.0版】※ ※「計画期間は設定しない」とされており、「5年間を目途に自治体の主な取組スケジュールを示すとともに、毎年度更新を行う」とされている。											
唐津市	第3次唐津市総合計画										第4次唐津市総合計画	
	第2次唐津市DX推進計画（4カ年）				第3次唐津市DX推進計画（5カ年）							

（1）推進体制の基本方針

本市におけるDX推進は、特定の個人や部署に依存することなく、組織として継続的に取り組む体制を構築し、各部局がそれぞれの所掌事務に基づき各取組を主体的に推進するとともに、全庁的な体制のもとで、全体調整や進行管理、業務改革（BPR）等に取り組むこととする。

また、デジタル人材の確保や育成に努めるほか、県や民間等との連携などを図り、計画的に取組を進める。

＜DXの推進体制の構築＞

- ① 組織体制の整備
- ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組
- ④ 県、民間等との連携による推進体制の整備

（2）推進体制の構成

＜庁内の体制＞

各部局は、それぞれの所掌事務に基づき主体的にデジタル技術を活用した取組を進めつつ、全庁で連携して課題解決を図る。総合政策部は、DX推進の中核として、方針整理や施策の進行管理、関係部局間の調整を担う。また、行政考査委員会および未来づくり研究会の若手職員などの研究結果なども施策に反映させることとする。

各取組については、本市の行政評価制度により評価を行う。

＜外部人材の活用＞

各取組を効果的に推進するため、情報政策アドバイザー等の外部人材を活用する。

ＤＸの推進体制

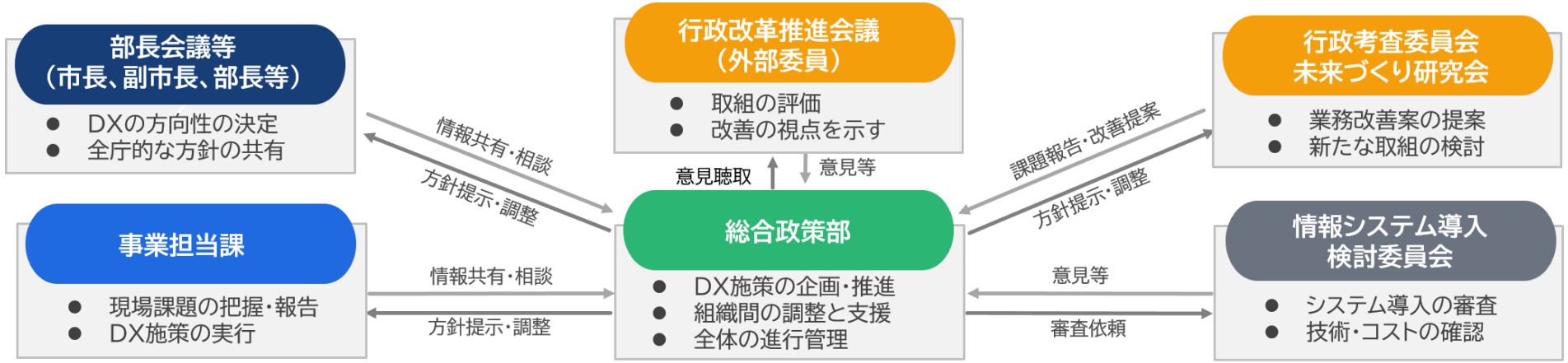

（1）国の重点取組分野

本市では、次の自治体DX推進計画の主な取組スケジュールなどを踏まえ、本市計画の重点取組分野を整理し、各取組を推進する。

自治体DX推進計画（抜粋）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考
自治体フロントヤード改革の推進	先進モデルの創出、検証、手順書改訂		取組の進捗や施策の効果の把握・評価、取組の推進			
地方公共団体情報システムの標準化	デジタル基盤改革支援基金による標準準拠システムの移行経費の支援 特定移行支援システムにおける標準準拠システムへの移行					原則として令和7年度までに標準準拠システムへの移行を進め、令和12年度までに特定移行支援を実施する。
国・地方デジタル共通基盤の整備・運用共通化の推進	共通化の推進					
公金収納におけるeL-QRの活用	令和8年9月の開始に向けた取組	未導入団体における導入の検討 導入済み団体における対象公金拡大の検討				
マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	申請環境及び交付体制の整備					ほとんどの住民がマイナンバーカードを取得するよう、継続して普及促進
セキュリティ対策の徹底	自治体情報セキュリティクラウドの移行 情報ｾｷｭﾘﾃｨﾎﾟﾘｼｰに関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ周知	改定	改定	改定		適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底
自治体のAIの利用推進	自治体DX推進参考事例集の拡充による横展開					
テレワークの推進	毎年の取組状況調査結果を踏まえた周知・啓発					

（2）本市の重点取組分野

本市計画の重点取組分野については、これまでの「行政DX」の推進に加えて、「唐津市DXイノベーションセンター」の開設・運営などの実績等を踏まえ、「地域DX」の推進を新たなに追加し、「①行政サービスのDX」、「②自治体運営のDX」、「③地域のDX」の3つの分野とする。

重点取組分野１　行政サービスのＤＸ

市民や事業者の視点に立ち、行政手続や情報提供のあり方を見直し、利便性の向上を図る。

重点取組分野２　自治体運営のＤＸ

限られた資源（人員・財源）の中においても持続可能で質の高い行政運営を行うための基盤を確保する。

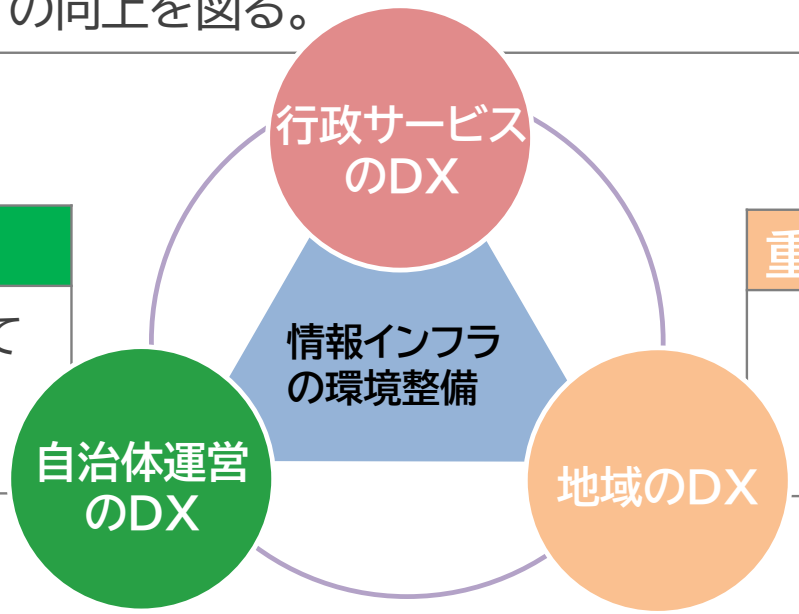

重点取組分野３　地域のＤＸ

デジタル技術やデータの活用などにより、地域課題の解決や地域価値の向上を図る。

（3）本市の主な取組

本市計画においては、3つの分野を相互に連動させながら、各取組を実施する。

取組の実施にあたっては、国の補助金・交付金、起債など有利な財源の確保に努める。

また、各取組については、行政評価により、Check（評価）を行い、Action（改善）を行う。

① 行政サービスのＤＸ	② 自治体運営のＤＸ	③ 地域のＤＸ
1　マイナンバーカードの普及促進	1　不要・重複業務の整理、業務手順の標準化	1　企業等のＤＸ推進のための支援
2　マイナンバーカードの活用	2　自治体情報システム標準化・共通化への対応	2　保育施設等でのデジタル技術の活用
3　自治体行政手続のオンライン化の推進	3　業務チャットツールの活用	3　医療・健康・福祉のＤＸ
4　自治体窓口のＤＸ	4　電子文書・電子決裁の推進	4　公共交通におけるデジタル技術の活用
5　公共施設のオンライン予約の推進	5　庁内無線ＬＡＮの活用	5　スマート農業の推進
6　電子通知・電子契約の推進	6　ローコードノーコードツールの導入・活用	6　スマート林業の推進
7　ＡＩを活用した行政サービスの提供	7　ＡＩを活用した業務効率化	7　スマート漁業の推進
8　公金収納におけるｅＬ－ＱＲの活用	8　校務のＤＸ	8　離島の振興におけるデジタル技術の活用
9　オープンデータ等の充実	9　行政ＭａａＳの活用	9　観光・イベント等でのデジタル技術の活用
10　行政ＭａａＳの活用	10　デジタル技術を用いた施設等の効率的な管理	10　デジタル技術を活用した移住支援
11　デジタルツールを使った積極的な情報発信	11　ペーパレス化の徹底	11　公衆無線ＬＡＮの活用
12　公式ＬＩＮＥの活用	12　テレワークの推進	12　オープンデータ等の利活用の推進
13　防災のＤＸ	13　ＩＴ・ＤＸ人材の育成	13　デジタルデバイドの解消
14　医療・母子保健のＤＸ	14　情報セキュリティ対策の徹底	
15　教育のＤＸ		

（3）本市の主な取組

行政サービスのDX

市民にとって使いやすい行政サービスの実現

行政サービスのDXは、市民や事業者の視点に立ち、行政手続や情報提供のあり方を見直し、利便性の向上を図ることを目的に推進する。

窓口や紙中心の手続を前提とせず、オンラインを基本としたサービス提供へ転換することで、時間や場所にとらわれない行政サービスの実現を目指す。

代表的な取組
● オンライン申請・電子通知の推進 ● マイナンバーカードの活用 ● 公金収納におけるｅＬ－ＱＲの活用 ● デジタルツールを使った積極的な情報発信 など

＜指標例＞
電子化された行政手続の数、オンライン利用率など

（3）本市の主な取組

自治体運営のDX

業務改革とデジタル基盤の強化による持続可能な行政運営

自治体運営のDXは、限られた人材・財源の中でも、持続可能で質の高い行政運営を実現するために推進する。

単なる業務効率化にとどめず、業務を可視化し、業務プロセス全体の見直しを行い、業務改革（BPR）を進めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底し、DXの推進と安全性の確保を両立させる。

また、IT・DX人材の育成に努めるとともに、職員が本来注力すべき業務に集中できる環境を整え、行政運営全体の質の向上を図る。

- 業務改善（BPR）
- デジタル基盤・システム活用
- 人材・データ活用

代表的な取組
● 不要・重複業務の整理 ● 業務手順の標準化 ● ＩＴ・ＤＸ人材の育成 ● デジタル技術を用いた施設等の効率的な管理 など

＜指標例＞
行政コストの削減額など

（3）本市の主な取組

地域のDX

地域と共創するデジタル活用による地域活性化

地域のDXは、地域との共創を基本とし、行政主導ではなく、市民、事業者、地域団体等と行政が連携し、それぞれの強みを生かして、デジタル技術やデータの活用などにより、地域課題の解決や地域価値の向上を図る。

また、地域の特性や多様なニーズを踏まえた実効性のある取組を推進し、地域全体の活力向上と、誰一人取り残さないデジタル社会の実現につなげ、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目指す。

- 地域活動のデジタル支援
- 産業･観光のDX
- 誰一人取り残さない取組

代表的な取組
● 企業等のＤＸ推進のための支援環境整備 ● 医療・健康・福祉のＤＸ ● 公共交通におけるデジタル技術の活用 ● スマート農業、林業、漁業の推進 など

＜指標例＞
利用者満足度など

（５）公共施設の使用料について（令和４年１１月２４日の記者会見資料より）

１　概要

使用料　＝　原価　×　受益者負担割合
（維持運営管理費）

【見直しの考え方】

- **負担の公平化**（受益者負担の原則）
- **算定方法の明確化**（透明性の確保）

【令和５年４月から使用料改正した主な施設】

市民交流プラザ、厳木温泉佐用姫の湯、肥前文化会館、相知交流文化センター、鳴神温泉ななのゆ、ひれふりランド、浜玉町世代間交流センター、肥前町福祉センター、高齢者ふれあい会館、七山鳴神の丘ふれあい館、肥前農産物加工施設、呼子交流促進施設、浜玉農山村改善センター、農漁民センター、呼子台場都市漁村交流施設、水産会館、都市公園、体育施設、公民館、都市コミュニティセンター、厳木コミュニティセンター、近代図書館

公共性　弱
公費負担 0

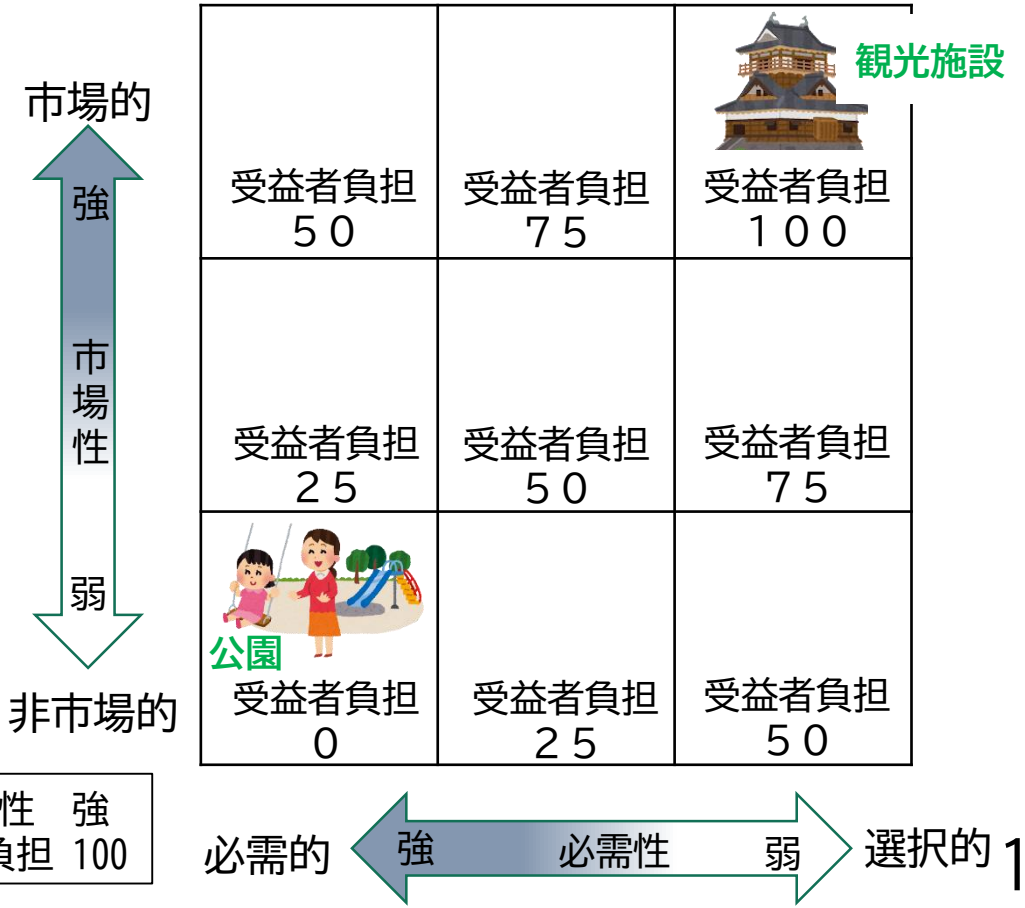

公共施設の使用料について（令和７年８月２９日の行革推進会議資料より）

◎令和４年３月「公共施設の使用料適正化に関する方針」策定

・令和５年４月に使用料改定

・使用料改定を行ったのは、対象２０５施設のうち、１０２施設

・使用料は方針により、４年ごとに見直し（算定）を行い、必要に応じて使用料の改定を行う。

⇒　令和９年４月改定に向け見直しの作業を進めている。

◎使用料改定の背景・目的

・使用料はサービスの対価としての負担（受益者負担）であるが、使用料設定は過去の経緯や近隣自治体の類似施設等の事例を参考に設定していたことが実情

・そのため、使用料収入のみで施設運営等に必要な費用の全てを得ることは難しく、不足分は施設を利用しない人も間接的に費用を負担しているということで不公平が生じている。

・公共施設の使用料の負担の公平性を確保するため、統一的なルールのもと、使用料の適正化と透明化を進める。

・社会情勢や財政状況等への対応、利用者や事務手続きの混乱を避けるという観点から原則４年ごとに見直しを行うものとしている。

公共施設の使用料について（令和７年８月２９日の行革推進会議資料より）

２　見直しの考え方

公共施設の使用料の見直しは、次の３つを基本方針として行います。

（1）負担の公平化（受益者負担の原則）

・施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、施設を利用する方（受益者）が相応の費用を負担する「受益者負担の原則」に基づき見直しを行う。

（2）算定方法の明確化（透明性の確保）

・使用料の算定方法（算定に用いる数値・費用、計算式等）を明確にし、同種・同類の施設については、原則として、すべて同じ算定方法によって使用料を算定する。

（3）減免適用の厳正化

・使用料の減免は、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限られる特別な措置であることを踏まえて、その適用に当たっては、負担の公平性（受益者負担の原則）を損なうことのないよう、公正に取り扱う。

３　対象施設

原則として全ての公共施設の使用料を見直しの対象とし、新たに設定する使用料についても本方針に基づいて検討を行う。

公共施設の使用料について

4　令和７年度第１回唐津市行政改革推進会議での公共施設の使用料に関する主な意見

〇方針、使用料の算定については、他市の状況も確認し比較してみても良いと考える。

〇公平性の観点からは、市民が優先という面が大事だと思う。市民と市外利用者との区別が今のところ薄いように感じるので、その点も考慮していただきたい。

5　現在の使用料見直しの取組み状況

〇条例で使用料の規定のある施設（Ｒ８．１．１時点で１８４施設）を対象に、施設所管課に対し維持運営管理費の調査や適正化方針における制度上の意見を調査。

施設大区分	前回改訂数（R5.4月）	増	減	見直し作業中施設数
庁舎等	0	+1	±0	1
衛生施設	0	+7	±0	7
義務教育施設	0	+40	±0	40
生涯学習施設	85	+2	△5	82
福祉・保健施設	5	+4	△3	6
観光産業施設	11	+27	±0	38
その他	1	+9	±0	10
合計	102	+90	△8	184

※見直し作業中施設は、現在精査中であり、実際の改訂施設数とは異なる。
※前回の改訂では、コロナ禍の影響などにより、見直しを行っていなかった施設があったが、今回は適正化方針で対象外とされているもの以外は、原則全て見直し対象とし、作業を行っているところ。
※都市公園は全部(34公園分)を1件分として計上

公共施設の使用料について

〈算定資料の例〉

平均維持運営管理費【A】	859,728円
平均利用者数【B】	1,374人
貸出可能面積【C】	9,913㎡
年間開館日数【D】	359日
１日平均開館時間【E】	16時間
稼働率【F】	2.6%
1㎡・1時間あたり【G】	0.58円/㎡h
受益者負担割合【H】	75%

※G=A/(C×D×E×F)

使用料名称	面積【I】	現行	積算額【G×H×I】	改訂案 注１	上限適用
一般	9,913㎡	310円/h	4,310円/h	460円/h	○
生徒・児童	9,913㎡	150円/h	－	230円/h	注３
夜間照明（全面）	—	830円/30分	—	930円/30分 注２	

注１：生徒・児童は、一般料金の1/2
（適正化方針：P10 小人の料金設定）

注２：夜間照明は利用形態や設備の種類等により個別設定
（適正化方針：P13 付属設備や夜間照明について）

注３：改訂により大幅な増額となる場合は、改訂前の1.5倍を限度
（適正化方針：P11 激変緩和措置等）

公共施設の使用料について

6　使用料見直しにあたっての主な課題（各所からの意見）

①他市との状況比較について

方針、使用料の算定については、他市の状況も確認し比較してみても良いと考える。（行政改革推進会議意見）

⇒使用料の体系・規模・築年が異なり一概に比較は困難であるが、今後比較検討の参考としたい。

【参考】類似団体（九州圏内）における同等施設の比較　≪総合体育館≫

	唐津市文化体育館 （競技場）	Ｉ市運動公園多目的体育館 （メインアリーナ）	Ｙ市総合体育館 （大体育室）
規模等	・建築年度　1981年 ・面積　約1,442㎡ ・観客席　約900席（固定席）	・竣工年　2023年 ・面積　約1,820㎡ ・観客席　約457席（固定席）	・設置年　1983年 ・面積　約1,728㎡ ・観客席　約1,200席（固定席）
使用料 （主な内容）	・全面 一般　1,590円/1時間 生徒児童　790円/1時間 ・半面 一般　790円/1時間 生徒児童　390円/1時間 ※市外利用は、2倍の額	・全面 3,418円/1時間 ・半面 1,709円/1時間 ※市内居住、通勤通学以外は、2倍の額	・全面（アマチュア利用） 9時～13時　5,500円 13時～17時　5,500円 17時～22時　8,800円 全日　19,800円 上記以外　1,640円/1時間 ※市外利用の別途設定なし ※全面利用の高校生以下は半額 ※部分利用は種目によって異なる料金が設定されている。

公共施設の使用料について

6　使用料見直しにあたっての主な課題（続き）

①他市との状況比較について（続き）

【参考】類似団体（九州圏内）における同等施設の比較　≪温泉施設≫

	唐津市　厳木温泉佐用姫の湯	Ｙ市　Ｓ温泉センター	Ｙ市　Ｈ温泉施設
規模等	・建築年度1993年 ・延床面積1,378㎡	・建築年度1995年 ・延床面積1,382㎡	・建築年度2009年 ・延床面積1,305㎡
使用料 （主な内容）	・浴場・大人（中学生以上） 【昼間：午前9時～午後5時】610円/1回 ・浴場・大人（中学生以上） 【夜間：午後5時～午後9時】460円/1回 ・浴場・子供（4歳～中学生） 【昼間：午前9時～午後5時】300円/1回 ・浴場・子供（4歳～小学生） 【夜間：午後5時～午後9時】230円/1回 ・家族風呂1,560円/1時間 ・セミナー室1,560円/1時間	・入湯料 大人520円 小人310円（中学生以下） ・家族風呂1,040円/1時間 ・休憩室24畳（貸切り）3,140円 40畳（貸切り）5,230円 20畳（区分貸切り）2,610円	・入湯料（大人：中学生以上） 大浴場　520円 公衆浴場　200円 ・入湯料（小人：3歳以上小学生以下） 大浴場　310円 公衆浴場　50円 ・入湯料（70歳以上及び障害者等） 公衆浴場　310円 ・家族湯（入湯料は大浴場適用） サウナなし部屋　1,040円/1時間 サウナ付き部屋　1,570円/1時間

公共施設の使用料について

6　使用料見直しにあたっての主な課題（続き）

①他市との状況比較について（続き）

【参考】類似団体（九州圏内）における同等施設の比較　≪学校施設の開放≫

	唐津市	Ｉ市	Ｙ市
使用料 （主な内容）	・屋内運動場　２面　400円/1時間 １面　200円/1時間 ・剣道場　全面　790円/1時間 ※市外利用の割増規定なし	・体育館　全面　300円/1時間 半面　150円/1時間 ・柔道場、柔剣道場　100円/1時間 ・運動場　100円/1時間 ※市外利用の割増規定なし	・剣道場、柔道場　100円/1時間 ・バレーコート　1面　200円/1時間 ・バドミントン　1面　100円/1時間 ・テニスコート　1面　410円/1時間 ・多目的ホール　100円/1時間 ・多目的室　200円/1時間 ※市外利用の割増規定なし ※入場料等を徴収する場合は2倍額 ※高校生以下の利用は半額

公共施設の使用料について

6　使用料見直しにあたっての主な課題（続き）

②市民と市外利用者の区別について

公平性の観点からは、市民が優先という面が大事だと思う。市民と市外利用者との区別が今のところ薄いように感じるので、その点も考慮していただきたい。（行政改革推進会議での意見）

⇒観光施設を含め、市民と市外利用者の使用料について庁内で検討中

【参考】使用料設定の例外（抜粋：適正化方針 P10）

市外利用者

市の施設の管理において、公費で負担する部分については市民の税金を使用しているため、施設の利用に当たっては、市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであり、市民以外の者の使用料は、観光施設及び駐車場を除き、原則として割増しすることとします。

③公正な審査について

使用料見直しの理由である「利用者負担以外の部分は市民が広く負担している」について、その根拠をオープンにしたうえで、公正な審査を行うべきとの意見。（市議会での意見）

⇒行政改革推進会議の意見等を踏まえ、公正な審査の方法について庁内で検討中

【参考】背景・目的（抜粋：適正化方針 P1）

使用料収入のみで施設運営等に必要な費用の全てを得ることは難しく、その不足分は市民の皆さんからの税金などで賄うことになります。これは、施設を利用しない人も間接的に費用を負担しているということであり、施設を利用する人と利用しない人の間に不公平が生じていると言えます。

公共施設の使用料について

6　使用料見直しにあたっての主な課題（続き）

④通常の使用料（原価）算定方法が困難な施設について

利用の形態が財産の貸付や処分に近いものについては、貸出面積や利用者数による使用料算定は困難。市有土地や建物貸付料の算定方法等を参考とした算出方法とし、見直しも固定資産の評価替えのタイミングがよいと思われる。（庁内意見）

⇒適正化方針に掲げる「政策的な料金設定」による対応になると思われるが、恣意的な運用にならないよう、公正な審査の方法について庁内で検討中

【参考】具体例

・風のふるさと館	食堂	約 88㎡	月額46,090円
・桃山天下市	農産物直売所	約150㎡	年額932,000円など
・墓地公園	第１墓域１区画	約　6㎡	永代使用料550,000円など

【参考】使用料の例外（抜粋：適正化方針 P11）

政策的な料金設定

他の施設との競合や均衡、立地条件など施策として配慮する必要がある場合は、政策的に料金を設定することができることとします。

公共施設の使用料について

6　使用料見直しにあたっての主な課題（続き）

⑤行商や学校開放に係る使用料（原価）について

公園や学校施設など、原則は無料施設であるが、行商や学校開放などのように特別な使用方法をする場合の使用料については、維持運営管理費を基礎とした原価算出方法はなじまない。（庁内意見）

⇒適正化方針では「付属設備、夜間照明、備品など」は、利用形態等がそれぞれ異なることから「個別に」設定することになっており、当該規定を準用することを検討中

【参考】具体例

・都市公園　　：公園利用は原則無料だが、物品販売行為などで44円/㎡/日
・小中学校の体育施設：学校教育に支障のない範囲で市民等が利用する場合、体育館200円/1面/時間
・陸上競技場（類似事例）　：貸出エリアの貸切利用が基本となるが、予約が無い場合に個人へ開放する場合、110円/1時間

【参考】付属設備や夜間照明について（抜粋：適正化方針 P13）

付属設備や夜間照明及び備品などの使用料については、各施設の利用形態や設備の種類、規模等がそれぞれ異なることから、施設ごとに個別に設定することとします。

公共施設の使用料について

7　今後のスケジュール（予定）

令和８年１～２月　使用料仮算定・施設所管課ヒアリング等

↓

令和８年３月　方針整理・決定

↓

（仮）令和８年４月　パブリックコメント（必要に応じて）

↓

令和８年５月　使用料算定（令和７年度の維持運営管理費決算額を反映）

↓

（仮）令和８年６月　行政改革推進会議（使用料の審査をお願いする場合）

↓

令和８年９月　使用料改訂に係る条例議案の上程

↓

令和９年４月　改訂後の新使用料による運用開始